

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○ 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	二
○ 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	四
○ 福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	四
○ 福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則	四
○ 福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則	五
○ 福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	二
○ 福島県公安委員会	二
○ 福島県道路交通規則の一部を改正する規則	二

規 則

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則、福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則、福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則、福島県公安委員会、福島県道路交通規則の一部を改正する規則

員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則、福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則及び福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第十八号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「同じ。」及び「を」と同じ。に」を「同じ。に」に改め、同条第二号中「特別養護老人ホーム及び」を「特別養護老人ホームに」に改め、同条第三号中「同じ。」及び「を」と同じ。に」を「同じ。に」に改め、同条第四号中「地域密着型特別養護老人ホーム及び」を「地域密着型特別養護老人ホームに」に改める。

第五条第三項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

附則第四条から第六条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県規則第十九号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び」を「以下この項において同じ。」に、「場合の」を「場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」に改め、同条第五項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第三条第六項第一号中「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

附則第五項から第九項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三

月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

日次中「第十四条」を「第十三条の二・第十四条」に改める。

第五章第十四条の前に次の一条を加える。

(訪問リハビリテーションの従業者に関する基準)

第十三条の二 条例第八十条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第十五条第一号イ中「看護職員(条例第八十九条に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同条第三号を削る。

第二十八条中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(共生型短期入所生活介護の設備に関する基準)

第三十七条の二 条例第八十条の二の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第三十七条の三 第三十二条の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五百五十三条第三項」とあるのは「条例第五百五十三条の三において準用する条例第五百五十三条第三項」と、同条第三項中「条例第五百五十三条第四項」とあるのは「条例第五百八十条の三において準用する条例第五百五十三条第四項」と読み替えるものとする。

第四十一条に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上

第四十八条第八項中「看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第四十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。))を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第九 第五十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号)第二条第三号に規定する指定居宅サービスをを行っている事業所におけるこの規則による改正前の福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第十五条に規定する指定居宅療養管理指導従業者の員数のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健

師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)の員数については、改正前の規則第十五条の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第二十一号

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「同じ。」及び「を」を「同じ。」に改め、「ユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合」の下に「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第九条の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」を加え、「指定介護老人福祉施設及び」を「指定介護老人福祉施設に」に改め、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、「場合の介護職員及び看護職員(第九条)を」の場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第六十七條第二項)に改める。

附則第六項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第二十二号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十三条の二・第十四条」に改める。

第五章中第十四条の前に次の一条を加える。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの従業者に関する基準)

第十三条の二

条例第七十九条第一項各号に掲げる指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(同項に定める指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。)ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一

以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第十五条第一号イ中「看護職員(条例第八十七条に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同条第三号を削る。

第二十五条中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(共生型介護予防短期入所生活介護の施設に関する基準)

第三十四条の二 条例第六十四條の二第一号の規則で定める居室に係る基準は、指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上とすること。

(準用)

第三十四条の三 第二十九条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第三百三十五條第三項」とあるのは「条例第六十四條の三において準用する条例第三百三十五條第三項」と、同条第三項中「条例第三百三十五條第四項」とあるのは「条例第六十四條の三において準用する条例第三百三十五條第四項」と読み替えるものとする。

第三十八条に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上

第四十五条第八項中「看護職員のうち一人以上」を「看護職員」に改め、「介護職員のうち」の下に「それぞれ」を加える。

附則に次の二項を加える。

8 第四十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少せるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護

予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

9 第四十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十二号)第二条第三号に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所におけるこの規則による改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第十五条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導従業者の員数のうち、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)の員数については、改正前の規則第十五条の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第二十三号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める

る条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「除く。」及び「を」を除く。以下この項において同じ。「に」に改め、「場合の」の下に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設」を加える。

附則第九項から第十二項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第二十四号

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年福島県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 条例附則第四項の規定による修学資金の申請書は、第一号様式を準用する。この場合において、同様式(表)中「保健師等修学資金貸与申請書」とあるのは「保健師等修学資金貸与申請書(福島県保健師等修学資金貸与条例附則第4項による加算用)」

と、

月額 円

円

月額 (うち加算分)

円

と、同様式(裏)備考中「保健師等修学資金」とあるのは「保健師等修学資金(附則第4項による加算を含む。)」の」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第二十五号

福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福島県旅館業法施行細則(昭和四十四年福島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中

客		客	
大	客	大	客

「和 客 席」を「

める。
附 則
 1 この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県旅館業法施行細則第二号様式による申請書は、改正後の福島県旅館業法施行細則第二号様式による申請書とみなす。
 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県旅館業法施行細則第二号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
 (食品生活衛生課)

県	
平	年
月	
日	

県	
平	年
月	
日	

福島県規則第二十六号

福島県住宅宿泊事業の実施に関する条例施行規則

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、福島県住宅宿泊事業の実施に関する条例(平成三十年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(申請)

第二条 条例第二項ただし書の規定による申請は、住宅宿泊事業実施申請書(様式第一号)により行うものとする。

(意見)

第三条 条例第二項第二項の規定による意見の求めは、住宅宿泊事業実施意見照会書(様式第二号)により行うものとする。

2 条例第二項第二項の規定による意見の求めに対する回答は、住宅宿泊事業実施意見書(様式第三号)により行うものとする。

(通知)

第四条 知事は、条例第二項第一項ただし書の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認めるときは住宅宿泊事業実施通知書(様式第四号)により、住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認めるときは住宅宿泊事業実施制限通知書(様式第五号)により通知するものとする。

(公表)

第五条 知事は、前条の規定による通知をしたとき(住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認められた期間がある場合に限る。)は、当該期間に係る通知について、これを公表するものとする。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

住宅宿泊事業実施申請書

年 月 日

福島県知事

住所
氏名 印
電話番号

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項ただし書の規定により、住宅宿泊事業の実施制限期間中の営業について、下記のとおり申請します。

記

住宅宿泊事業届出者氏名	
登録番号（届出済の場合のみ記載）	
届出住宅の住所	
制限期間中での営業希望期間	
届出住宅の周囲100メートル以内に存する学校等施設	
施設名	住所
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
住宅宿泊事業の実施の制限が不相当と認められる特段の事情	

備考 次の1及び2の書類を添付すること。

- 1 位置図（原則として縮尺三千分の一以上で、届出住宅及び学校等施設の表示並びに届出住宅の周囲100メートル以内の表示があるもの）
- 2 住宅宿泊事業の実施の制限が不相当と認められる特段の事情の根拠となる資料

様式第2号（第3条関係）

住宅宿泊事業実施意見照会書

第 号
年 月 日

市（町・村）長 様

福島県知事

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項ただし書の規定により、別紙写しのとおり住宅宿泊事業実施申請書が提出されているため、同条第2項の規定により、住宅宿泊事業実施制限期間中において住宅宿泊事業の実施を制限する必要があるか意見を照会します。

様式第3号（第3条関係）

住宅宿泊事業実施意見書

年 月 日

福島県知事

市（町・村）長

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第2項の規定による
意見について（回答）

年 月 日付け 第 号にて照会のあったこのことについて、下
記のとおり回答します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者氏名
- 2 登録番号（届出済の場合のみ記載）
- 3 届出住宅の住所
- 4 住宅宿泊事業の実施の制限について
(必要がある ・ 必要がない)

※どちらか一方に○を付ける

- 5 (上記4で「必要がある」と回答した場合) 住宅宿泊事業の実施の制限が必要と認められる期間

営業希望期間の 全期間・一部の期間 ()

※どちらか一方に○を付ける

- 6 4・5の理由

--

- 7 担当部署・担当者名・連絡先

様式第4号（第4条関係）

住宅宿泊事業実施通知書

第 号
年 月 日

（ 申 請 者 ） 様

福島県知事

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項ただし書の規定による住宅宿泊事業制限期間中の営業について（通知）

このことについて、 年 月 日付けで申請のあった下記3の届出住宅については、福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項で定める制限期間のうち下記4の期間は住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないものと認め、下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者氏名
- 2 登録番号（届出済の場合のみ記入）
- 3 届出住宅の住所
- 4 住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認める期間
- 5 留意事項

「住宅宿泊事業の実施の制限が不相当と認められる特段の事情」の事実関係に変更が生じた場合は、遅滞なく県へ申し出ること。

様式第5号（第4条関係）

住宅宿泊事業実施制限通知書

第 号
年 月 日

(申 請 者) 様

福島県知事

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項ただし書の規定による住宅宿泊事業制限期間中の営業について（通知）

このことについて、 年 月 日付けで申請のあった下記3の届出住宅については、下記4の期間福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条に基づき住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認められますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者
- 2 登録番号（届出済の場合のみ記載）
- 3 届出住宅の住所
- 4 住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認められる期間

営業希望期間の 全期間・一部の期間（ ）

※どちらか一方に○を付ける

- 5 4の理由

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

福島県規則第二十七号

福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築基準法施行細則（昭和四十七年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（中間検査申請書に添付する書類）

第五条の二 省令第四条の八第一項第四号の規定により規則で定める建築物に係る中間検査申請書に添付する書類は、木造の建築物の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

一 壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書

二 軸組計算書（政令第四十六条第四項の規定に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。）

三 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法を明示した図書（政令第四十七条第一項の規定に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。）

四 前各号に定めるもののほか、建築主事が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類

第十七条の二の表（一）の項中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（建築指導課）

（観光交流課）

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月23日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第2号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3 高速自動車国道常磐自動車道の項の次に次のように加える。

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	福島市笹谷字東横堀地内（福島ジャンクション）から同市飯坂町中野字杭甲山地内（山形県境）まで
-----------------------	---

別表第3 一般国道6号の項中

いわき市勿来町九面地内（茨城県境）から相馬郡新埴木崎地内（宮城県境）まで
いわき市小名浜住吉字八合2番の1地先から同市平馬洗46番1地先まで
いわき市久之浜町久之浜字連郷5番1地先から同市金ヶ沢字明不作11番地先まで
相馬市程田字潜石90番3地先から相馬郡新地町駒ヶ88番地先まで

地町大字

下神谷字	を	「 いわき市勿来町九面地内（茨城県境）から相馬郡新地町大字 埴木崎地内（宮城県境）まで 」	に
久之浜町			
嶺字洞山			

改め、同表一般国道115号の項中

「 福島市鳥谷野字天神29番1地先から同市荒井佐倉 10地先まで 」

下字前1番	を	「 福島市鳥谷野字天神29番1地先から同市荒井佐倉下字前1番 10地先まで 」	に
		「 相馬市山上字小田原300番11地先から伊達市霊山町下小国字 荒屋敷5番7地先まで 」	

改め、同表一般国道349号の項の次に次のように加える。

一般国道399号	いわき市平下神谷字天神46番1地先から同市平字十五町目20番3地先まで
----------	-------------------------------------

別表第3一般国道459号の項の次に次のように加える。

県道上名倉飯坂伊達線	福島市大笹生字台田5番3地先から同市大笹生字大畑4番2地先まで
	福島市大笹生字台田5番3地先から同市飯坂町平野字上ノ壇5番1地先まで

別表第3県道いわき上三坂小野線の項中

「 いわき市植田町根小屋9番1地先から同 まで 」

市塚ノ内11番1地先	を	「 いわき市植田町根小屋9番1地先から同市遠野町根岸字塚 内11番1地先まで 」
		「 いわき市平字十五町目20番3地先から同市常磐下船尾町字 内285番1地先まで 」

ノ
古

に改め、同表県道小名浜小野線の項中「同市小名浜住吉字折返9番2地先まで」

を「同市常磐下船尾町字古内289番8地先まで」に改める。

様式第19号の4中「受けた」を「受け、認知症のおそれ（疑い）がある」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第3県道いわき上三坂小

野線の項の改正規定（

「
いわき市植田町根小屋9番1地先から同市塚ノ内11番1地先
まで

を

「
いわき市植田町根小屋9番1地先から同市遠野町根岸字塚ノ
内11番1地先まで

に改め

る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（交通企画課）